

製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究

令和8年3月17日
消費者庁新未来創造戦略本部



製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究

【研究の概要】

デジタル化が進む社会における消費者政策の企画・立案の基礎資料の作成を目的として、EUにおいて、2022年9月に提案され、2024年12月に発効した製造物責任指令の制定経緯、条文の内容、日本の製造物責任法の制定経緯等について調査研究を行う。

【これまでの主な成果】

- ・プログレッシブ・レポート（2023年7月公表）
- ・ポリシー・ディスカッション・ペーパー（2026年2月公表）

問題意識・課題

- 日本の製造物責任法制定時、旧指令を含めた諸外国の法制等について調査が行われた。
- EUが2022年に提案した製造物責任指令の改正案は社会のデジタル化等を目的として改正する内容であった。

実施する取組

- 2022年度委託事業「海外における消費者安全に関する法的規制等の調査」を踏まえ、公表資料、文献調査等により調査研究を行う。

調査結果

- 新指令は、欧州委員会による複数の報告書の公表、パブリックコンサルテーション等を経て提案された。2018年に公表された報告書では、旧指令について、被害者の保護と単一市場における競争の確保に有用な手段であるとしつつも、デジタル技術、AI、サイバーセキュリティ、循環経済といった社会構造の変化に対応するに当たっての課題や懸念が示された。
- 新指令は、上記課題への対応等を目的として、製品の定義（「ソフトウェア」等の追加）、責任主体、立証責任等について改正されたものであった。
- 日本の製造物責任法は、欧州諸国を含む外国の法制度（法令、裁判例、運用実態等）を参考としつつ、我が国固有の事情を踏まえ制定された。
- 新指令は、今後、EU加盟国における国内法化を経て運用されていく段階にある。現時点において、新指令の具体的な運用状況や被害者救済の実効性等は明らかでなく、日本における紛争実態や米国等EU以外の諸外国における関連法制のほか、EU加盟国の以下の状況等について継続的な情報収集が必要と考える。
 - ①国内法化の動向及び国内法化された後の運用、
 - ②事業者の動向、
 - ③関連する裁判上の争点及びその判断基準、
 - ④関連する法令との関連の仕方、
 - ⑤ADR機関等第三者機関の位置づけ及び役割

1. 研究の目的等

【研究の背景】

2022年9月、欧州委員会は、現行の製造物責任指令（1985年採択）を改正する新しい指令案を提案した。改正の目的は、デジタル経済、循環経済における製品の性質とリスクを反映した責任ルールを確保することなどとされている。

日本では平成6年（1994年）に製造物責任法が制定された。これまでの改正は平成29年（2017年）の民法改正に伴う消滅時効の改正のみ。欧州諸国と同様の特徴を有し、国際的調和に配慮した内容であると説明されている。

【目的】

デジタル化が進む社会における消費者保護政策の企画・立案の基礎資料の作成。

【内容】

欧州委員会が公表した製造物責任指令案の趣旨、内容の整理、日本の製造物責任法との比較等。

【方法】

公表資料、文献調査、有識者へのヒアリング等。

【製造物責任法とは】

製造物に欠陥（通常有すべき安全性を欠いていること）があり、これが原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を請求することができるとする法律で、平成6年（1994年）に不法行為責任の特則として制定された。現在は消費者庁が所管。

製造物責任は、科学技術が急速に進歩し、大量生産、大量消費される工業的製品について、消費者の安全性が製品の製造業者に依存する度合いが高まってきたという背景のもと、従来の法理では被害者の十分な救済を図ることができなくなってきたことを理由として発展。

2. 製造物責任指令の制定経緯

●旧指令の制定経緯

サリドマイド事件（1960年代初頭）・トルコ航空機墜落事件（1974年）

- ➔ 厳格責任を導入する必要性が高まり、草案の検討開始（1968年頃）
- ➔ **旧製造物責任指令採択（1985年）**
- ➔ 「製造物」の範囲を農畜水産物に拡大する改正*（1999年）

※ヨーロッパ諸国での牛海綿状脳症（BSE）の影響を受けて行われたもの。

●新指令の制定経緯

1985年に指令が採択されて以来、製品の製造、流通、管理方法等が変化

- ➔ 旧製造物責任指令の適用状況、課題・懸念点等の分析（各報告書等）
- ➔ 各報告書等を踏まえ、**新製造物責任指令案提案（2022年9月）**

（目的）・デジタル時代及び循環型経済における製品の性質とリスクを反映する責任ルールを確保すること
・EU域外の製造者から直接購入した欠陥製品について、常にEU域内にいる事業者が責任を負えるようにすること
・複雑な事案における立証責任の軽減と、請求に関する制限の緩和を図りつつ、製造者、被害者および消費者全般の正当な利益のバランスを公平に保つこと
・製造物責任指令を、欧州委員会決定768/2008/EC7によって創設された新たな法的枠組み及び製品安全ルールに整合させ、製造物責任指令に関連する判例法を成文化することにより、法的確実性を確保すること

- ➔ **新製造物責任指令採択（2024年10月）、発効（2024年12月）**

3. 欧州委員会の第5報告書

● 欧州委員会の第5報告書

旧指令の適用について、EU司法裁判所の判例動向を調査し、得られた情報や苦情を分析して5年ごとに理事会に提出する報告書（旧指令第21条）のうち、5番目のもの。

+委員会スタッフの作業文書（SWD（2018）157 final）

欧州委員会の第5報告書の付属文書で、指令の目的適合性、実効性・効率性・一貫性・適切性・EUへの付加価値の有無について分析したもの。

+委員会スタッフの作業文書（SWD（2018）158 final）

作業文書（SWD（2018）157 final）における指令の評価に役立つ目的で行われた、利害関係者との協議の概要及び結果をまとめたもの。



◆ 第5報告書における主な指摘

- ・ 旧指令は、全体として単一市場における公平な競争の実現と消費者保護に寄与している。
- ・ 旧指令の定義や概念を、現代のデジタル経済や循環型経済における製品にどのように適用すべきかが不明確である。
- ・ 複雑な事案*では、被害者が証明責任を果たすことが困難である。 ※医薬品、スマート製品、AI搭載製品等
- ・ 損害賠償請求の可能性が過度に制限されている*。 ※500ユーロ以下の物的損害に関する制限等 等

なお第4報告書までは、指令の改正案を提出する必要はない、又は時期尚早であるとの結論であった。

4. その他の報告書等

●外部調査の報告書

(欠陥製品の責任に関する加盟国の法律、規則及び行政規定の近似性に関する閣僚理事会指令85/374/EECの評価に関する調査)

作業文書 (SWD (2018) 157 final) をサポートするために委託された外部調査に基づいて作成された、2000年から2016年の期間における加盟国全体における旧指令の機能と実績を検討したもの。

●AIに関する白書 (COM (2020) 65 final)

AIの普及促進と新技術の特定の用途に伴うリスクへの対応という目的を達成するための政策オプションを示すことを目的とするもの。

旧指令に関して、AIベースのシステムの場合に、欠陥、損害及び両者の因果関係の立証が困難になる可能性があることや、特殊な欠陥について旧指令がどのように適用されるかが不明確であること等が指摘された。

+AI、IoT、ロボット工学の安全性及び責任に関する影響についての報告書 (COM (2020) 64 final)

AIに関する白書 (COM (2020) 64 final) に付随する報告書で、AI、IoT、ロボット工学の責任と安全の枠組みに関する広範な影響と潜在的なギャップを特定し、検討することを目的としたもの。

●影響評価

●影響評価報告書 (SWD (2022) 316 final)

旧指令の問題点・要因を特定し、これに対処するための政策オプションを特定することを目的としたもの。

問題点①：デジタル経済・循環型経済における特定の製品・経済主体・損害が無過失責任の対象外である

→ 安全関連ソフトウェアを独立した製造物として認識する 等 (政策オプション1b)

問題点②：消費者が補償を得る際に障壁がある

→ 立証責任軽減のルールを統一する (欠陥・因果関係の推定) 等 (政策オプション2a)

●製造物責任指令改正案に関する影響評価調査

旧指令改正の可能性に関する影響評価の実施を支援するため、①旧指令の妥当性・目的適合性を検討するためのデータと情報の収集、②問題に対処するための政策オプションの開発、③政策オプションの便益とコストの定量化を目的として実施されたもの。

5. 製造物責任法の制定経緯①

製造物責任制度検討のきっかけ

1955年以降、欠陥製品による**大規模事故が発生**

(森永ヒ素ミルク事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件、キノホルム事件等)



製造物責任研究の気運が高まり、米国や欧州等の比較法研究を通じて責任追及のための法的構成等を検討

第1期（1972年頃～）

●製造物責任研究会*による本格的な研究開始（1972年～）

→ 製造物責任要綱試案発表（1975年）

※製造物責任研究会...民法・商法・民事訴訟法の学者9名からなる私的な研究会

●国民生活審議会消費者保護部会に消費者救済特別研究委員会を設置（1973年）

→ 中間報告「消費者被害の救済について」公表（1976年）

→ 第8次国生審報告書「製品関連事故による消費者被害の救済について」（1981年）

- ・ 欧州や米国では製造物責任に関する統一的な法制の確立のための努力がなされていること
 - ・ 諸外国の法制の動向にも十分留意しなければならないこと
- 等を指摘



製品の安全性向上のための法令の充実、消費者被害救済制度の整備（医薬品副作用被害救済制度等）、危害情報収集制度の整備、消費者センターの設置等がなされたが、製造物責任に関する立法に向けた具体的な動きにはつながらなかった。

6. 製造物責任法の制定経緯②

第2期・第3期（1990年～1994年6月）

平成に入り、改めて製造物責任の立法化を求める声が高まる

→ 政党・学会・弁護士会等からの相次ぐ立法提案、関係省庁の審議会における検討
(理由)

- ・国民生活重視・消費者重視の考え方が従来以上に強調されるようになったこと
- ・当時のECにおける旧製造物責任指令により、欧州諸国で製造物責任立法が進展したこと 等

●第12次国民生活審議会（1988年11月～1990年11月）

- 「国際化時代の消費者政策検討委員会」を設置し、国際化と関連する消費者政策上の課題について審議・検討
- ・米国および欧州諸国で無過失責任立法が整備されつつあることに着目
 - ・我が国においても引き続き製造物責任制度についての総合的な検討を進める必要があるとした

●第13次国民生活審議会（1990年12月～1992年12月）

各界からの意見聴取、海外の立法状況の調査、専門家の意見を踏まえた検討

- ・主要論点について、ECの製造物責任指令のほか、各国の法制にも着目して検討
- ・製造物責任制度導入時の影響について、紛争解決・製品の安全性・経済面・産業等の観点から、欧米諸国の司法制度等を踏まえて比較・考察
- ・制度の国際的調和を念頭に置きつつ、欧米を中心とした国際動向に注意を払う必要があるとした

●第14次国民生活審議会（1992年12月～1994年12月）

主要論点の検討・導入時の影響の考察、総合的な消費者被害防止・救済の在り方についての検討、関係各省の所管製品に関する検討結果の取りまとめ

- ・主要論点について、旧指令を中心とした海外の法制度を参考にしつつ我が国固有の事情を踏まえて検討
- ・裁判に馴染まない事案についての裁判外紛争処理制度、証明負担軽減のための原因究明機関の在り方・課題等を検討
- ・被害者救済の実効性確保の一方策として、過失責任に代わる欠陥責任の導入、製品ごとの個別立法ではなく包括法による立法措置を講じるべきであるとした



製造物責任法 成立（1994年6月）

なお、裁判外紛争処理制度・原因究明機関の整備等について、法案の提出とあわせて積極的に推進していくこととされた。

7. 製造物責任指令の概要

	指令内容 2024年		※下線部は新指令で追加されたもの
「目的」 (第1条)	① <u>消費者及びその他の自然人に対する高水準の保護を確実なものとする</u> ② <u>域内市場の適切な機能に寄与</u> すること		
「製造物」 (第4条)	すべての動産（デジタル製造ファイルや、ソフトウェア等を含む。） デジタル製造ファイルの例：ドリル、旋盤、3Dプリンタ等の自動制御を可能にして物品を製造するために必要な機能情報を含む ソフトウェアの例：OS、ファームウェア、コンピュータ・プログラム、アプリケーション、AIシステム		
「損害」 (第6条)	(a) 死亡又は人身傷害、(b) 財産に対する損害又は損壊 (c) 業務目的に使用されないデータの損壊又は破損		
「欠陥」 (第7条)	製造物が、人が期待する権利を有する安全性を提供しない場合、又は <u>EU法若しくは国内法で要求される安全性を提供しない場合に、</u> 欠陥があるとみなされる		
責任主体 (第8条)	<製造者がEU域内にいる場合> 製造物・コンポーネントの製造者、 <u>製造物に実質的な変更を加えた者</u>	<製造者がEU域外にいる場合> 輸入者、 <u>指定代理人、</u> (上記の者がいない場合) <u>フルフィルメントサービス提供者</u>	
	(被害者からEU域内の責任者の特定を求められたにもかかわらず1か月以内にこれを特定できない場合) <u>供給者、オンラインプラットフォーム提供者</u>		
証拠開示 (第9条) 推定規定 (第10条)	○ <u>証拠の開示</u> (第9条) 原告及び被告は、相互に、相手方の請求に基づいて <u>証拠を開示する義務を負う。</u> ○ <u>欠陥、(欠陥と損害との間の) 因果関係の推定</u> (第10条) 特に技術的又は科学的な複雑さのために、欠陥や因果関係の証明が原告にとって過度に困難である場合において、原告が欠陥等のある可能性が高いことを証明した等の場合には、欠陥、因果関係、あるいはその両方が推定される。		

8. 製造物責任指令の概要

目的（第1条）

- ① 消費者及びその他の自然人に対する高水準の保護を確実なものとする
- ② 域内市場の適切な機能に寄与すること

※ 旧指令には、目的規定は置かれていない。

※ 当初案の「説明文書（EXPLANATORY MEMORANDUM）」

⇒ 指令改正の目的：域内市場を機能させること、商品の自由な移動、市場関係者間の歪みのない競争等。

「製造物」（第4条）

『製造物』とは、

⇒ すべての動産（電気、デジタル製造ファイル、ソフトウェア等を含む。）

デジタル製造ファイルの例

⇒ ドリル、旋盤、3Dプリンタ等の自動制御を可能にして物品を製造するために必要な機能情報を含む

ソフトウェアの例

⇒ OS、ファームウェア、コンピュータ・プログラム、アプリケーション、AIシステム。

⇒ 電子書籍等のデジタルファイルのコンテンツやソフトウェアのソースコードは対象外（前文13）

※ 商業活動の過程外で開発又は提供されるフリーかつオープンソースのソフトウェアは対象外（2条2項）。

※ 個別具体的な「ソフトウェア」該当性の判断については、今後の裁判例の集積を待つ必要がある。

9. 製造物責任指令の概要

損害（第6条）

『損害』とは、

- (a) 死亡又は人身傷害（医学的に認められた精神的健康に対する損害を含む）
- (b) 財産に対する損害又は損壊（以下のものを除く）
 - (i) 欠陥のある製造物自体
 - (ii) 製造物の製造者によって、あるいは製造者の管理下において製造物に組み込まれ、若しくは相互接続された欠陥のあるコンポーネントによって損害を被った製造物
 - (iii) 専ら業務目的で使用される財産
- (c) 業務目的に使用されないデータの損壊又は破損

※ 旧指令では500ユーロ以下の財産損害については請求が認められていなかった。

※ 「データ」とは、行為、事実、情報、及び、そのような行為、事実、情報の編集物を、音声、映像、又は音声と映像の記録の形式を含む、あらゆるデジタル表現（欧州議会及び理事会規則(EU) 2022/868（データガバナンス法）の第2条(1)に定義される「データ」と同義）をいう。

10. 製造物責任指令の概要

欠陥（第7条）

『欠陥』とは、

- ① 人が期待する権利を有する安全性を提供しない場合 又は
- ② EU法若しくは国内法で要求される安全性を提供しない場合

<欠陥の評価における考慮要素：以下を含むあらゆる状況>

- (a) 製造物の外観及び特性（ラベル、デザイン、技術的特徴、構成、包装、組立て、設置、使用、メンテナンスに関する指示を含む）
- (b) 合理的に予見し得る製造物の使用
- (c) 上市又は使用開始後に、継続して新たな機能を学習する又は獲得する能力が製造物に及ぼす影響
- (d) 相互接続によるものも含め、製造物とともに使用されることが予想される他の製造物が、製造物に及ぼす合理的に予見し得る影響
- (e) 製造物が上市又は使用開始された時点、又はその時点以降も製造者の管理下にある場合は製造者の管理を離れた時点
- (f) 安全関連のサイバーセキュリティ要件を含む、関連する製造物安全要件
- (g) 製造物のリコール、又は、管轄当局若しくは第8条に規定する経済事業者による製造物安全に関連するその他の措置
- (h) 製造物を使用することが想定されている使用者層の特定のニーズ
- (i) 損害の防止を目的とする製造物の場合、その目的を果たせなかったこと

11. 製造物責任指令の概要

責任主体（第8条）

<製造者がEU域内にいる場合>

⇒ 製造物・コンポーネントの製造者、製造物に実質的な修正を加えた者

※ 「実質的な変更」とは、製造物が上市又は使用開始された後の製造物の変更をいい、次に該当するものをいう。

(a) 製造物の安全性に関するEU又は加盟国のルールの下で実質的とみなされるもの

(b) 製造物の安全性に関するEU又は加盟国のルールが、何を実質的な変更とみなすかについて基準を定めていない場合には、次のものをいう。

(i) 製造物の当初の性能、目的又は型式を変更するもの。ただし、製造者の最初のリスクアセスメントにおいて、その変更が予見されていたものを除く

(ii) 危険の性質を変更し、新たな危険を生じさせ、又はリスクのレベルを増加させるもの

<製造者がEU域内にいない場合>

⇒ 輸入者、指定代理人、（左記の者がいない場合）フルフィルメントサービス提供者

<製造者がEU域内にいる・いないにかかわらず>

（被害者からEU域内の責任者等の特定に足る情報の提供を求められたにもかかわらず1か月以内にこれを提供できない場合）

⇒ 供給者、オンライン・プラットフォーム提供者（供給者の外観を有する者に限る）

- オンライン・プラットフォーム提供者の責任期間ないし情報保持に関する法律関係？
 - ・出品契約の終了後6か月間の出品者情報の保持とその後の削除義務（デジタルサービス法30条）
 - ・法的請求権の行使・防御等に必要限度でのデータ保存は可（一般データ保護規則6条）。
 - ⇒ 必要限度でのデータ保存とは？
 - ⇒ 出品者情報の更新に対応する必要はあるのか？

- オンライン・プラットフォーム提供者が実際に責任を負う場面はあるのか？

12. 製造物責任指令の概要

証拠開示（第9条）

- 原告は、賠償請求のもっともらしさを裏付けるのに十分な事実及び証拠を提示して、被告の自由裁量に属する関連証拠の開示を求めることができる（第1項）。
- 被告は、賠償請求に対抗する目的で証拠を必要とすることを示すのに十分な事実及び証拠を提示して、原告の自由裁量に属する関連証拠を求めることができる（第2項）。
- 開示される証拠の範囲は、必要かつ相当なものに限られる（第3項）。
- 機密情報や営業秘密に関しては、関係当事者の正当な利益を考慮の上（第4項）、一定要件の下、情報の開示にあたり、情報の機密性保持のための具体的措置が講じられる（第5項）。
- 証拠開示に際して、一定の要件を満たす場合には、証拠を容易にアクセス可能で理解しやすい方法で提示することが求められる（第6項）。
- 提訴前の証拠開示に関する加盟国の国内規範には影響しない（第7項）

※ 旧指令に証拠開示の規定なし。

（今後の裁判例の集積等を待つ必要のある点）

- ・ 「必要かつ相当」といえる証拠の種類・内容とは？
- ・ 「賠償請求のもっともらしさを裏付けるのに十分な事実及び証拠」として、どのようなものが必要か？ 等

13. 製造物責任指令の概要

立証責任（第10条）

※旧指令には推定規定なし

【欠陥、損害、及び両者の間の因果関係の立証責任】

⇒ 原告

【欠陥が推定される場合：次のいずれかに該当する場合】

- a 被告が、証拠の開示をしない場合
- b 被害者の被った損害のリスクから保護することを目的とした、EU法又は国内法で定められた必須の安全要件を製造物が満たしていないことを、原告が証明する場合
- c 損害が、製造物の使用中における、又は通常の状態下における、製造物の明らかな不具合によって生じたものであることを原告が証明する場合

【因果関係が推定される場合】

製造物に欠陥があり、かつ生じた損害が通常当該欠陥に合致する種類のものであることが立証された場合

【欠陥、又は／及び、因果関係が推定される場合】

- a 製造物の欠陥、欠陥と損害との間の因果関係、又はその両方を証明することが、特に技術的又は科学的な複雑さのために、原告にとって過度に困難である場合であって、
- b 原告が、製造物に欠陥のある可能性が高いこと、又は欠陥と損害との間に因果関係のある可能性が高いこと、あるいはその両方を証明する場合

14. 製造物責任指令の概要

立証責任（第10条）

※旧指令には推定規定なし

（今後の裁判例の集積等を待つ必要のある点）

- 欠陥の推定要件 a 証拠開示に応じない場合
 - ⇒ 「欠陥」の有無とは関係のない「証拠」を開示しない場合でも「欠陥」が推定されるのか？
 - ⇒ 証拠をすべて開示したか否かをどのように判断するのか？
- 欠陥の推定要件 b 被害者が被った損害のリスクから保護することを目的としたEU法又は国内法で定められた必須の製造物安全要件を満たさないこと
 - ⇒ 欠陥となる「EU法又は国内法で要求される安全性を提供しないこと」と、具体的にどう違うのか？
 - ⇒ 推定要件 b の実益（その場合、規定がなくても通常は欠陥が認められるのではないか？）
- 欠陥の推定要件 c 製造物に「明らかな不具合」があることを証明し得る場合に、「欠陥」を推定すること
 - ⇒ 推定要件 c の実益（その場合、規定がなくても通常は欠陥が認められるのではないか？）
- 因果関係の推定要件 生じた損害が当該欠陥に典型的に合致する種類のものであることを証明した場合に因果関係が推定されることの実益
 - ⇒ その場合には、規定がなくても通常は因果関係が認められるのではないか？
- 「明らかな不具合」、「特に技術的又は科学的な複雑さ」、「過度に困難」等といえる場合はどのような場合か？

15. 製造物責任指令の概要

立証責任（第10条）

※旧指令には推定規定なし

（今後の裁判例の集積等を待つ必要のある点）

- 欠陥・因果関係の推定要件「特に技術的又は科学的な複雑さ」が容易に認められると、ソフトウェア等に関しては事実上、立証責任が事業者の側に課せられないか？
- 「特に技術的又は科学的な複雑さ」を持つ製造物について、フルフィルメントサービス事業者やオンラインプラットフォーム事業者はおろか、製造者にとっても推定を覆すことは困難ではないか？
- 逆に、「特に技術的又は科学的な複雑さ」を持つ製造物について、原告が、欠陥等の証明に「過度の困難」に直面しているにもかかわらず、欠陥や因果関係のある「可能性が高いことを証明」することはできるのか？

16. 調査結果まとめ

(1) 本研究の概要

本研究は、デジタル化が進む社会における消費者政策の企画・立案の基礎資料の作成を目的として、EUにおいて、2022年9月に提案され、2024年12月に発効した製造物責任指令の制定経緯、条文の内容、日本の製造物責任法の制定経緯等について調査研究を行ったものである。

(2) 新指令の制定経緯

新指令は、欧州委員会による複数の報告書の公表、パブリックコンサルテーション等を経て提案された。2018年に公表された報告書では、旧指令について、被害者の保護と単一市場における競争の確保に有用な手段であるとしつつも、デジタル技術、AI、サイバーセキュリティ、循環経済といった社会構造の変化に対応するに当たっての課題や懸念が示された。

(3) 新指令の内容

新指令は、上記課題への対応等を目的として、製品の定義（「ソフトウェア」等の追加）、責任主体、立証責任等について改正されたものであった。

(4) 日本の製造物責任法制定経緯

日本の製造物責任法は、欧州諸国を含む外国の法制度（法令、裁判例、運用実態等）を参考としつつ、我が国固有の事情を踏まえ制定された。

(5) 調査結果

新指令は、今後、EU加盟国における国内法化を経て運用されていく段階にある。

現時点において、新指令の具体的な運用状況や被害者救済の実効性等は明らかでなく、日本における紛争実態や米国等EU以外の諸外国における関連法制のほか、EU加盟国の以下の状況等について継続的な情報収集が必要と考える。

- ①国内法化の動向及び国内法化された後の運用
- ②事業者の動向
- ③関連する裁判上の争点及びその判断基準
- ④関連する法令との関連の仕方
- ⑤ADR機関等第三者機関の位置づけ及び役割

御清聴ありがとうございました